

地域警察を「警察と法を守る市民が一体となって絶えず起こる問題の解決策を考え出し、地域社会あるいは居住地区における生活水準の向上をはかる協力関係である。」と表現したら一番適切といえる。地域警察は観念であり、計画ではない。つまり、地域警察を特定の範囲に限定することはできない。

(1) 地域警察の定義

- ① 万全な奉仕の観念 (Philosophy)
- ② 個人的なレベル (Personalized)
- ③ 同一の警察官が遂行する警察業務 (Policing)
- ④ 同一の場所における警ら及び職務 (Patrols and Works)
- ⑤ 断続的 (Permanent basis)
- ⑥ 分散した場所の業務 (Place)
- ⑦ 市民との協力関係 (Partnership)
- ⑧ 問題の明確化と解決 (Problem)

地域警察は全ての警察官に対し大いに礼儀が求められており、警察官は礼を尽くすために、フィジーにおけるあらゆる人種の伝統、宗教又は文化的価値を尊重しなければならない。地域警察には次のような10の目的が考えられている。

- ① 警察と市民は共に警察の管轄と地元住民地域と密着しやすいことに理解を深める。
- ② 警察業務に対する意見(反論)のやりとりを明確にさせる。
- ③ 警察と地元住民が両者が互いに利用できる情報の量的・質的向上と警察が公開情報の作成に関与する市民を支援し、警察が市民にとって重要かつ密着していることを明確にし、その実現をめざすように効果的な意思の疎通を図る。
- ④ 担当所管区及び地域に対し、あらゆる人種、民族が対等の立場であることを十分認識させる。
- ⑤ 所管区内の様々な団体、地元ボランティア、市民団体活動または市民ネットワークなどとの協力を図る。
- ⑥ 地元市民の意見や価値観について適切な調査を定期的実施する。
- ⑦ 市民が警察当局において資質基準を定め、また警察当局の監視に関与することを

保証する。

- ⑧ 市民が貴局のOCPD又はFPA主宰の研修課程に参加する計画を進める。
- ⑨ 警察署における市民の法的権利を擁護する。
- ⑩ 地域社会の現存する情報筋を確認し情報を引き出す。

(2) 背景

地域警察とは新しい現象ではなく、何年も前から事実上、警察において国家的理由として存在した。率直に言えば、警察は民間と共存し、共に犯罪を取り締まることを認識すべきである。地域社会が自分らの安全を確保してもらうために警察を作り出したことから、理論的に言えば犯罪を取り締まるのが業務の一貫と考えられるからだ。つまり、警察の存在や指針というものは地域社会の意向にかかっているのである。しかし、容易にこのような共存する関係が二つの視点に分かれるおそれがあり、「彼ら」そして「我々」という立場になることを忘れてしまう。地域警察は隔絶を解消し、人々と警察の互いの歩み寄り、また相互依存を認識し合うことを目指している。

フィジー警察は1961年、軍部において地域警察を実施するための方策を講じ、その後1983年に居住地域における警戒体制、また1985年に防犯計画などの発案を思い切って行った。しかし、地域活動の管理を支援するための関心や主だった活動が欠如していたことから結局つぶれてしまった。

(3) 駐在所

駐在所は最初、政府住宅団地の人里離れた地域に設立した。地域内における安全、秩序を守り又は監視することであった。一方、駐在所は駐在員とその家族の宿泊場所の二つを備えており、駐在員の居間は職場にあった。

1994年、駐在所と宿泊場所を分けて建設することが試みられた。そのため、コンテナ運送が利用され、その年の終わりまでには、新しい駐在所がコンテナを利用して建てられ国中に次々と誕生していった。1995年の終わりまでには15の新しい駐在所が設置し、フィジー島において合計28の駐在所ができたことになり、加えて5つの駐在所が近い将来設置される予定である。

このような駐在所は人口密度又は犯罪件数によって場所が選定される。必然的に駐在所は都市に集中したが、保護すべき地域や警察署を利用することが困難な人々の要望から偏狭な地域に設立した駐在所もある。おそらく、駐在所の数に関して無制限とすべきだという考えが論議されるであろうが、一方では、手を広げ過ぎて処理できな

くなることからこれ以上駐在所を設立しないほうが適切とする考え方もある。とはいえ、資金が調達され、人員が十分揃っていれば、駐在所の数を増やすべきではないという道理は全くない。

駐在所には指定された警察官が勤務につき非常時における臨時の特別巡査が3～4人いる。この特別巡査は駐在所が管轄する居住地区又は地域から採用され、基礎的な訓練を受けて地域社会の中で生活する。

(4) 駐在所の業務

ア 概要

駐在所は多くの重要な役目を遂行することが義務付けられる。

- ① 警察署を分散し、また人々により親しんだ尽力を施すことにより、より適切に貢献する。
- ② 警察官が地域社会の中で生活し職務を行うことにより、社会の安全及び安定を図る。
- ③ 万が一、凶悪強盗事件又は多数の囚人による脱獄事件が発生した場合、犯罪者の監禁に協力する。
- ④ 居住地における警戒体制、交通指導・取締り、犯罪の防止及び検挙、住民の困り事相談、少年補導並びに市民と警察のより良好な関係を保持するといった地域警察活動を率先して計画、実施する。

駐在所とは、単に見張りあるいは勤務する部署ではなく、防犯の手段を講じながらプロとしての警察活動を積極的に遂行する場と称されるべきである。

駐在所に勤務する駐在員はその相当する所管区において見張り、警らまた巡回連絡などの活動を行う責任がある。見張り又は警らに当たっては地域警察官は警察の情報資料を照合し、同時に犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、災害事故の防止、一般的な市民の保護・助言・指導又は担当所管区の実態把握に努める。

イ 地域警察活動の措置

駐在員には、政府、あるいは境界、関連市民協会等下記の活動施設を含んだ政府の外郭団体、所管区その他の委員組合が指揮する防犯活動の全てを措置するにあたりその責任を持つ。

(ア) 住民を犯罪、事故から守る地域警察活動

警ら活動は駐在所員の主要な任務であり、地元の治安を図るため精力的に遂行

が求められる。警らはパトロールカー又は徒歩によって行われる。

(イ) 地域社会に密着した地域警察活動

更に駐在所員は、日常の業務を円滑に行うために、巡回連絡によって住民の困り事、要望を聴取する活動を確実に努めなければならない。

(ウ) 住民の要望の掌握

住民の要望に対し前向きに処理するため、ある期間が必要となる。前向きな処遇及び適切な措置を図るには、全国的に1カ月が所要期間として定められ、同時に巡回連絡やあらゆるメディアを駆使した広報活動も行われる。

駐在所では多種多様な地域住民の意見を受理するが、これら意見は優先順位に沿って取り上げ、その都度意見を処理するよう努められている。

(エ) 所管区における防犯委員会

犯罪の発生しない地域にするために、このような委員会が発足する。委員会は地元の困り事や意見の掌握を目指す。

(オ) 情報活動（ミニ広報誌の発行）

駐在所は地域住民と関係を密接にするため、また警察と所管区の連携を保持するため、ミニ広報誌の発行が奨励されている。ミニ広報誌は駐在所員が作成し、地域住民に関する事件事故、防犯措置、善良な子供の紹介、また住民の過剰騒音などを駐在所広報誌として掲載している。

(カ) 警らカード

地域警察は警らや巡回連絡に当たる際、無施錠の家庭や車両に対して「警らカード」を配布して犯罪防止の注意を呼び掛けている。また、このカードは「お知らせメモ」として保護者に対して遺失物を届け出た善良な子供を知らせたり、子供が危険な遊びをする習性があることを報告する役目を果たしている。

(キ) 保護及び奉仕活動

駐在所員は警ら中、独居生活をしている高齢者や障害者を訪問し、保護及び奉仕活動を行っている。一人暮らしの高齢者や障害者は不安や孤独を抱えているため、励ましたり犯罪や災害防止に関する助言を与えている。特に、一人暮らしの高齢者の総数は国内でも増えている。高齢者は孤独に陥りやすく、身体的障害という立場から悲惨な事故に遭遇しがちである。そのため、駐在所員は高齢者にどんなことが起きても、近所の住民に報告するよう依頼して懸命な奉仕活動に励んで

いる。

このほか、駐在所員は、青少年の健全育成に貢献するため、休日を利用してボランティア活動に参加し、スポーツやその他文化活動の指導に当たり、青少年との親交を深めなければならない。

(ク) 更正施設の計画に対する支援

駐在所員は前歴者の社会復帰を支援する施設の設立を率先して行い、地域の計画事業と共に支援活動の運営に協力しなければならない。

過去20～30年の間、フィンランド社会は他のヨーロッパ諸国と同様な変化を遂げてきた。例えば、都市化の過程や新しい郊外の発達及びそれに付随する問題等が挙げられる。ノルウェーやデンマークのような他のスカンジナビア諸国とは異なりフィンランドは事実上麻薬問題がない。フィンランド当局は麻薬問題には寛容ではないので、フィンランドの国境は実際のところ好ましくない部外者の通過は不可能である。その反面、フィンランドは深刻なアルコール問題を抱えている。ヘルシンキ警察は西欧諸国では疑い無く最大規模のアルコール中毒患者更正施設を有している。フィンランドにおける家庭内暴力や個人間の暴力問題はアルコール中毒に関連しており、器物損壊や学校に関連する妨害等の少年問題は益々警察を悩ませている。

警察はもちろんこの様な問題に対処するよう期待されている。伝統的な警察活動の一分野である防犯活動の方法は改善する必要がある、現在注目されている。この結果生まれたアプローチにより数種類の異なった防犯活動の形態を結合させることに成功した。その防犯活動とは法律に関する教しく、子供や青少年を対象とした交通安全教室を含む若年層を対象とする警察活動、情報公開の徹底、警察・市民・国家の協力関係の構築等といった警察活動の組み合わせである。

コミュニティ・ポリッシングの発達の推進力の一つに警察と市民との確執が深まっていることを認識することである。都市化と郊外化の発展に伴い、警察の仕事量は増加するが、警察力は同速度で増強されない。職務執行というプレッシャーを受けながら苦闘した結果、資器材の増加やより高度な技術を導入することにより、警察はより効果的な手段を模索した。その結果、1970年代初期までに警察はパトカーによるパトロールを優先するようになり、警察が市民と接するのは刑事事件のみであった。このため、警察は疎遠で冷淡であるという印象を与えてしまった。様々な地域団体は、警察は市民にもっと近い存在でなければならないという意見が増大した。

警察と市民との関係改善と回復ばかりでなく、防犯活動の実用性も意義深い最終目標である。防犯活動での効果的な協力には市民と警察の良好で親密な関係が要求される。犯罪防止における協力の重要性を強調することは同時に、ある種の犯罪要因に関してなす手がないことを警察側は認めざるを得ないことを示唆している。経済・社会的発展及び挑戦ばかりでなく犯罪に関する思考の変化がフィンランドにおけるコミュニティ・ポ

リッシングの復活に導いた。外国の理論や見本はコミュニティ・ポリッシングの発展に影響したが、ルーツは1960年代まで採用されていた古い街の警察制度に遡り、多くの市の警察官は懐かしい思いとともに記憶に残っている。この警察制度の見本では、地域の警察官は管轄区域に住んでおり、住民について把握していた。警察官はその村で生まれた者もいた。また、彼が村で唯一の警察官であることもあった。この点では、コミュニティ・ポリッシングは必ずしも新しい考えでもない。しかし、新しい変化と言えは警察の防犯活動の中では戦略的な計画と見なされていることである。

コミュニティ・ポリッシングは1978年に会しされ、1981年に国家警察幹部はこれに関する公式な指示を出した。当時は、約40の管轄区域に概ね160名の地域警察官が存在し、その地域警察官の総数はフィンランドの全警察官の約2%であった。